

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年二月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年二月二十六日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 高 智 之

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 鴻巣川島線
- 三 道路の区域

新B	新A	旧A	旧新別
<p>比企郡吉見町大字荒子字 八幡裏一〇二番一地先 から同郡同町大字荒子字 寺家谷一一〇番一地先 まで</p>	<p>三七番一地先まで</p>	<p>比企郡吉見町大字荒子字 八幡裏四一七番地先から 同郡同町大字荒子字流九</p>	<p>区 間</p>
<p>一四・〇〇〃一八・〇八</p>	<p>一〇・二五〃一四・五〇</p>	<p>九・三三〃一四・五〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一八一・五五</p>	<p>二五一・二〇</p>		<p>延 長 (メートル)</p>
<p>橋りよう架換に伴う仮橋 設置及び仮道設置並びに 新橋設置を目的とした橋 りよう架換工事である。</p>			<p>備 考</p>